

【御意見の募集期間】

- ・ 令和6年9月12日から同年10月11日まで

【御意見の総数】

- ・ 延べ48名（郵送延べ2名、電子申請延べ46名）、意見総数147件

【取りまとめの考え方】

- ・ 1つの回答の中にある、御意見と考えられる部分を「意見の件数」としてカウントしています。
- ・ 御意見中、明らかな誤字・脱字、個人情報等公表することが不適切な内容等については、掲載する際に一部表現の修正を行っています。
- ・ 同一文章で複数件いただいた御意見については、内容をまとめて掲載しておりますので、意見の総数と本資料に掲載している件数は合致しません。

【御意見及び当局の考え方一覧】

番号	御意見	当局の考え方
はじめに		
1	史跡を守って将来の世代に受け継ぐという考え方が明確に示されていて、とても良いと思う。	当局は、今後も関係機関等と連携しながら、史跡・名勝の価値と保存の必要性が広く理解され、貴重な「土木施設・遺構」として、また、人々に親しまれる「快適な水と緑の空間」として、玉川上水が次の世代へと引き継がれるよう努めてまいります。
2	玉川上水は、年月を経て都内の緑地の中でも驚くべき生物多様性の豊かさを持つ場所となっています。 また、東京都は「生物多様性地域戦略」を公表しています。 ですので、史跡・名勝としてだけでなく、緑地としての価値を考慮に入れ記載されるべきと感じます。	計画改定案において、当局は、今後も関係機関等と連携しながら、史跡・名勝の価値と保存の必要性が広く理解され、貴重な「土木施設・遺構」として、また人々に親しまれる「快適な水と緑の空間」として、玉川上水が次の世代へと引き継がれるよう努めていくことを記載しております。 また、一層きめ細かに玉川上水を管理していくことを目的として、計画改定案ではゾーニングを導入することといたしました。このゾーニングに基づき、法面の保全をより効果的に実施するとともに、ゾーンごとの特徴を踏まえた植生管理を行うことで、生物多様性保全にも寄与することを目指し、取組を進めてまいります。
3	「江戸の史跡を守り 未来へつなぐ」というコンセプトは、とても的確で素晴らしい。	当局は、今後も関係機関等と連携しながら、史跡・名勝の価値と保存の必要性が広く理解され、貴重な「土木施設・遺構」として、また、人々に親しまれる「快適な水と緑の空間」として、玉川上水が次の世代へと引き継がれるよう努めていきます。
4	全般的に、説明が遠慮がちすぎる。もっと胸を張って堂々と主張してほしい。水道局による伐採作業は、水道法、文化財保護法に則った正当な行為。また人命尊重の為にも必要な作業である。生物多様性基本法など罰則規定のない理念法に過ぎない。そんなもの気にしないでよい。水路を守るため、水道屋としての誇りをもって、胸を張って堂々と説明し堂々と伐採してほしい。 Q：なぜ水道局が伐採作業をするのか？ A：水道局が文化財保護法に基づく史跡玉川上水の管理団体だから。 史跡玉川上水を守るために、史跡をき損する樹木を切ることは、管理団体の責務である。 そう法的根拠を明示して、堂々と主張をすればよい。樹木に対する十分な知識もないのに、「木を切るのは悪いことだ!」と考える市民が多い。「環境のために切らないで!」という誤った認識。これを「地域住民の安全のために」そして、「環境を守るためには適度に伐ることが必要」という、正しい認識に転換してゆくことが大切。そのことを目的として、この整備活用計画は立案されるべきだと思う。	当局では、平成21年に策定した史跡玉川上水整備活用計画に基づき、これまで法面の補強工事や水路及び樹木の適切な管理等を進めてまいりましたが、現在、これらの整備に引き続き取り組むとともに、樹木のナラ枯れ被害や台風等による倒木被害といった新たな課題にも対応する必要があります。 こうしたことから、引き続き、江戸・東京の発展を支えてきた史跡を守り、将来に引き継ぐため、この度、整備活用計画を改定いたしました。 計画改定案では、法面の崩落や周囲への被害を及ぼす可能性のある樹木の伐採基準を設定しているほか、枯損木等の伐採及びせん定による安全性や眺望の確保、樹木の点検等による倒木対策といった施策も記載しております。 なお、当局は文化財保護法上の管理団体ではなく、所有者として史跡玉川上水の管理を行っております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
5	いつもお世話になっております。玉川上水に危機感を感じた理由は、杉並区の放射5号線道路整備で開発に伴う周辺環境の改変がありました。玉川上水整備活用計画の伐採も連続してありました。法面も崩壊し続け、植生が長い間回復しないのも見てきました。 改変で身近な生物がいなくなり危機感を感じました。保全、再生、復元した多様な生態系を次世代にバトンタッチしたいと考えます。 まず、表紙の、史跡玉川上水整備活用計画（改定版）～江戸の史跡を守り未来へつなぐ～という題ですが、史跡玉川上水整備活用計画（改定版）～生態系を守り未来へつなぐ～に変更を希望します。 はじめに 快適な水と緑の空間 から1歩進め、都会から山へつながる生物多様性の道、水と緑と土の回廊としたいです。失われてきた生態系を回復させることが重要です。今は生態系を守ることが未来のためになると信じます。本物の自然に人は学び創ります。のぞむのは愛され心に残る身近な自然の道です。	整備活用計画は、史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」に基づき、中流部を対象とした具体的な施策をまとめたものです。この保存管理計画において示されている【保存管理の目標】及び基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画の改定案を作成いたしました（計画改定案P3）。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
第Ⅰ章 計画の基本的な考え方		
6	あくまでも生物多様性の保全に傾注してください。	整備活用計画は、史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」に基づき、中流部を対象とした具体的な施策をまとめたものです。この保存管理計画において示されている【保存管理の目標】及び基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画の改定案を作成いたしました（計画改定案P3）。 計画改定案では、地面に十分な光が届くよう必要に応じて間伐等を行うとともに、希少種の生育する場所では、下草刈りの時期や範囲に配慮するなど、多様な生物が生育する自然環境の保全にも努めていくこととしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	【保存管理の目標】に東京の多様な野生生物のレフュージア（避難地）機能を将来に継承することを盛り込むべきである。 そもそも、原水導水路の通水が廃止された際に、「土木施設・遺構」と「緑」という二本立てで保全する方針だった。 仮に当時の「緑」の概念が植物限定だったとしても、「緑」はヤマザクラだけでなく、多様な植生を意味していた筈である。	整備活用計画は、史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」に基づき、中流部を対象とした具体的な施策をまとめたものです。この保存管理計画において示されている【保存管理の目標】及び基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画の改定案を作成いたしました（計画改定案P3）。 玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行ってまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	玉川上水は、年月を経て都内の緑地の中でも驚くべき生物多様性の豊かさを持つ場所となっています。 また、東京都は「生物多様性地域戦略」を公表しています。 ですので、史跡・名勝としてだけでなく、緑地としての価値を考慮に入れ記載されるべきと感じます。	整備活用計画は、史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」に基づき、中流部を対象とした具体的な施策をまとめたものです。この保存管理計画において示されている【保存管理の目標】及び基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画の改定案を作成いたしました（計画改定案P3）。 玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行ってまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
9	この度の整備活用計画の見直しでは、検討委員会で玉川上水が生物多様性にとって重要であることが意見され、それは世界的に生物多様性を尊重する流れにも合致している。旧整備活用計画よりは生物多様性について尊重する記述が増えると期待したが、総論としての『基本的な考え方』に生物多様性についての記述が一切ない。 東京都の環境保全条例にも指定されているのに、検討委員会では『桜以外は法や条例の指定は無い』と虚偽の説明があり、他の条例指定があることは隠蔽された。整備活用管理の保存対象が、法面と小金井桜だけかのようにになっている。 基本的な考え方に、都の環境保全条例や景観保護条例にも指定されていることを明記し、生物多様性を育む共有地としても位置づけ、これら条例にも配慮した計画とすべきである	玉川上水は、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部六（交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡）により国の史跡に指定されており、植生は史跡の指定対象に含まれておりません（指定の基準については、計画改定案の附属資料に記載を追加いたしました）。 このため、史跡玉川上水整備活用計画検討委員会の第3回委員会において、委員より植物は史跡に入っているのかとの質問があった際、事務局より、史跡に指定されていない旨を回答しております（第3回委員会議事録p9）。 一方、史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」には、玉川上水が、風致地区、歴史環境保全地域、景観基本軸などの指定を受けていることを明記しております。 また、保存管理計画の基本的な考え方の一つとして、「「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「快適な水と緑の空間」を適切に管理し、後世に継承する。」とあります。 整備活用計画は、保存管理計画の内容を前提としており、このことは、今回の計画改定に当たっても変わりません。 玉川上水に関する関係法令・計画等については、第3回委員会において委員の方にも御説明をするとともに（第3回委員会資料P11～13及び第3回委員会参考資料P14）、計画改定案の附属資料にも記載しております（計画改定案P49）。

番号	御意見	当局の考え方
10	「生物多様性の保全」に賛成です。 にも関わらず、ヤマザクラを優先的に残す方針は受け入れられません。 三鷹から小平までの玉川上水沿いに30年以上暮らしてきましたが、小金井地区の不自然さ、無惨さは痛々しく残念で、もう足が向きません。 聞けばヤマザクラ並木を復活させるためと。 江戸時代から明治の、景観や都市化と自然保護への意識が低かった頃の状態が果たして目標とすべきものでしょうか？ 夏の暑さが半端ない現代において、ヤマザクラがベストな選択でしょうか？ それ以上に、ソメイヨシノでもないヤマザクラ並木に集客力がありますか？ 全て否。 私が気持ち良いと感じ、日々訪れたいと思い、自慢したい玉川上水の景観は、三鷹地区や小平地区のものです。小金井地区もヤマザクラだけでなく他の樹木も残して欲しいです。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	P3 「1 目的」の中に、「特に保全が必要な中流部を対象に」との記載がある。なぜ「特に中流部に保全が必要になったのか？」の原因・理由をきちんと語ってほしい。なぜ切るのかの理由づけが、「ナラ枯れ、風倒木」だけでは弱い。もともと玉川上水は江戸幕府の直轄事業。沿線の管理は幕府が行っていた。それが明治政府により東京市に移管されて以降、沿線管理は東京市／府／都が行ってきた。 あるとき玉川上水の帰属をめぐる国と都と間に所有権争いが発生したことから、小平監視所が完成して東村山浄水場へ送水されるようになり、それ以後が空堀になったことから、1960年ごろから約40年間にわたって中流部の沿線管理が放棄された。（上流部は通水路として使っていたため、適切な管理が継続された。中流部も水道施設である以上、本来は上流部と同等の管理をすべきだった。） その結果、中流部においては、樹木の過剰繁茂が発生し、向こう岸が見えないという防犯上の問題を生じている。橋の上から覗きこんでも水面が見えないという、他の河川等ではありえない異常な状態が常態化し、所によっては、橋を渡る際の交通安全にも支障をきたしている。 また、樹木の過剰繁茂によって、史跡玉川上水、名勝小金井桜がき損・破壊されつつある。本来は中流部にも上流部と同等の適正な樹木管理が行われ、全線にわたって見通しよく周辺住民にも安全な生活環境を提供すべきであった。今からでも遅くないので、東京都はこの行政上の不手際を認めて公表してほしい。そして、水道施設を守るため、史跡玉川上水を守るため、名勝小金井桜を守るために必要な作業であるとして、正々堂々と沿線樹木の伐採作業を行ってほしい。（表現方法はお任せします） そのことなしに、なし崩し的に伐採作業を始めると反対派が納得せず、先鋭化する可能性が高い。「現在の姿は本来あるべき姿ではない。本来あるべき姿に戻すために伐採するのだ」と説得するためにも、過去の不手際を認めてほしい。	玉川上水の中流部には素掘りの開渠が多く残り、オーバーハング状や直壁状の法面を中心に、全体にわたり多くの箇所での崩落の危険性があります。一方、上流部は現在も水道原水導水路として使用され、護岸等の整備が進んでおり、下流部は、暗渠部分が多いため史跡指定区間が短く、活用の余地が少ないことから、整備活用計画では、中流部を対象区間として設定いたしました。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
12	風致地区、歴史環境保全地域、景観基本軸、に指定されていることが一切書かれていないのはおかしい。 これらの法や条例はどうでも良いのですか？ 史跡や名勝の保存継承とともに、これら法と条例にも配慮し、多様な価値が共存する管理を構築することは可能なはずである。 史跡と名勝だけが保存対象とするのは条例違反とも言える。 基本的な考え方の中に都が指定している条例についても、その存在と目的を明記し、管理に反映するとすべき。	史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」には、玉川上水が、風致地区、歴史環境保全地域、景観基本軸などの指定を受けていることを明記しております。 また、保存管理計画の基本的な考え方の一つとして、「「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「快適な水と緑の空間」を適切に管理し、後世に継承する。」とあります。 整備活用計画は、保存管理計画の内容を前提としており、このことは、今回の計画改定に当たっても変わりません。 なお、玉川上水に関する関係法令・計画等については、第3回委員会において委員の方にも御説明をするとともに（第3回委員会資料P11～13及び第3回委員会参考資料P14）、計画改定案の附属資料にも記載しております（計画改定案P49）。

番号	御意見	当局の考え方
13	現在では周辺の緑が失われているため、玉川上水は東京都全体の生物多様性やヒートアイランド対策(屋敷林で周辺比夏季4度低下、同冬季4度上昇)にとって重要である。また植物には炭素吸収機能(関東地方で100年間で約1センチの土壌堆積)がある。 そこで【保存管理の目標】に、①"「土木施設・遺構」の継承"と②"「ヤマザクラ並木の美しい景観」の継承"に加えて、③"生物多様性の継承"、④"ヒートアイランド対策"、⑤"カーボンニュートラル促進"に当たる言葉を加えることを希望する。	整備活用計画は、史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」に基づき、中流部を対象とした具体的な施策をまとめたものです。この保存管理計画において示されている【保存管理の目標】及び基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画の改定案を作成いたしました（計画改定案P3）。 玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行ってまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	第Ⅰ章 計画の基本的な考え方 都市の身近な生物多様性や生態系の保全を目標として下さい。ヒノキやスギ山が各地で荒天候で崩れています。玉川上水の法面は見本のようです。防災1本やりでなく、自然は抛り所です。生態系が失われない対策をお願いします。 5 ページの保存整備の中に「保存すべき良好な姿を取り戻して、価値の向上を図る」とありますが、また、違った一面から見ますと生態系は保存すべき姿ではないでしょうか。また、新たな価値観の向上にもつながります。 6 ページの「快適な水と緑の空間」ですが、快適は人により違います。近年、都市化で暮らしにくく生態系が失われ辛いです。土の道を残して、生物と共存する玉川上水が実現するように目標として下さい。	整備活用計画は、史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」に基づき、中流部を対象とした具体的な施策をまとめたものです。この保存管理計画において示されている【保存管理の目標】及び基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画の改定案を作成いたしました（計画改定案P3） いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
第Ⅱ章 玉川上水中流部の現状と課題		
15	『令和4年度に当局が実施した調査では、法面や法肩に生育する樹木の根系発達が要因と考えられる法面の形状変化（表層土の亀裂や崩落）が発生しているほか、既設の護岸が破損している箇所も確認されています。』とあるが、樹木の存在は土壌流失を防ぐというのが科学的常識で、この解釈は間違いである。根の肥大による剥離は根より外側で起こり、根は根の内側の土壌を風雪から守っているの、総合的に樹木の根茎は土壌を保定する効果のほうが高い。	令和4年度に当局が実施した調査では、法面や法肩に生育する樹木の根系発達が要因と考えられる法面の形状変化（表層土の亀裂や崩落）が発生していることが確認されており、法面や法肩に生育している樹木の適切な管理が必要となっております。
16	一切樹木が無く風雨が直撃する切土法面と、樹木が上部を覆い、根茎が土を保定する切土法面のどちらが流失速度が早いのか？もし、後者の方が早いのであれば科学的根拠を示さなければならない。根拠なしに、樹木と土壌の関係を真逆に解釈しているこの計画にそってむやみな伐採をすすめれば、土壌流失を加速化させ、文化財としての玉川上水の価値を低下させることになる。「樹木は土を守る」というゆるぎない関係性を正しく認識し、明記して欲しい。	この調査結果を有識者で構成される史跡玉川上水整備活用計画検討委員会において議論いただき、委員会でいただいた御意見を踏まえ、法面や法肩に生育する樹木の管理に係る基準を設定いたしました。
17	桜並木保存のための玉川上水沿いの伐採は、何十年にも亘って育まれた貴重な、多様な植物の共生を抹殺するばかりでなく、上水の流れに長年生き続けてきたサギなどの鳥たちの棲み処を奪う事にもなりました。ケヤキの大木などの多くの樹木が無残に伐採された後には、五日市街道からの騒音や大気汚染、真夏の暑さも増幅されるのを実感します。夏場に上水土手に生い茂るのは外来種の醜い植物ばかりです。周囲に暮らす人間にも動植物にも、穏やかに生き続ける権利をこれ以上奪う事のないよう、都の政策を見直すことを強く要望します。	道路整備は本計画の対象外です。
18	桜並木保存のための玉川上水沿いの伐採は、何十年にも亘って育まれた貴重な、多様な植物の共生を抹殺するばかりでなく、上水の流れに長年生き続けてきたサギなどの鳥たちの棲み処を奪う事にもなりました。ケヤキの大木などの多くの樹木が無残に伐採された後には、五日市街道からの騒音や大気汚染、真夏の暑さも増幅されるのを実感します。夏場に上水土手に生い茂るのは外来種の醜い植物ばかりです。周囲に暮らす人間にも動植物にも、穏やかに生き続ける権利をこれ以上奪う事のないよう、都の政策を見直すことを強く要望します。	当局が令和4年度から5年度にかけて実施した植生調査では、ヤマザクラの補植によりサクラ並木を形成している区間の明るい草地にはニリンソウなどの重要種が広範囲で確認されました。また令和2年度から3年度にかけて小金井市教育委員会が実施した植生調査においても、ヤマザクラ並木の林床に多様な草本が確認されております。
19	モデル区間では新しく植えた桜はすでにかなりの本数で枯死しています。特に平成21年～22年の最初に植えられた地区では毎年枯死が複数本あります。いっぽう小金井橋以西の、他の樹木と混在している場所に植えられた桜の枯死は見られません。ですので、この記載は誤解を招きます。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働しつつ、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れており、引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。
20	名勝地区の伐採前の説明会では櫟の伐採後は萌芽更新をすすめて管理をして、桜と共存するとのことであったが、その計画は全く守られず、萌芽更新どころか桜以外の木々はすべて伐採されている。現状の説明では伐採した植物が桜を抑圧しているとあるが、その様な場所は存在しない。植えられた桜も枯れるものが多々あり、場所によっては3回も植えなおされているが、枯れている。また、枯れても桜だけは伐採されない。伐採前は上水の水面が見えたが、いまは草が繁茂して全く見る事ができない。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしております。
	（私はゾーニングにおけるゾーン④の近くに居住しており、その立場での意見表明です。） 「これまでの整備により、水路の眺望が改善され、…」との記述がありますが、ゾーン④周辺の住民として、その記述に啞然といたしました。サクラ以外の樹木が伐採され、その眺望に寂しさ、情けなさ、さらには怒りさえ覚えているからです。	平成22年度以降補植したヤマザクラの一部で枯死が確認されておりますが、平成22年度から24年度にかけて整備を行ったモデル区間では、補植から10年以上が経過し、ヤマザクラ並木が順調に形成されております。
	その伐採は、自然や生き物を大切に思う方々のおやりになることとは思えません。サクラ以外の樹々にも価値や役割もあったと思います。情緒的に申せば、その樹々を含む植生に癒されておりました。	引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。
	さらに、その先の記述に「在来の野草が比較的良好に生育していることが確認されています。」とありますが、どのような調査をされ、どのような結果であったか、については是非ご教示いただきたいと思います。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
	伐採によって陽当たりがよくなるなどの環境の変化で、良好に生育するようになる植物ばかりではないと思います。同じ環境の変化で生育条件が悪くなっている植物もあると考えられ（姿を消した野草もあるのではないのでしょうか）、さらにその生態系への影響は際限ないと思われます。	引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。
		いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
21	小金井地区では台風24号で桜が多数倒れました。桜倒木率の高さは論文になり、科学的に認められています。そこでは、周囲に風を防ぐような木がなく孤立している桜について指摘されています。この章ではその点に触れず、大径化した樹木・ナラ枯れ被害木などについてだけ述べられ、桜とそれ以外の樹木どちらについても誤解を招きます。資料として倒木の内訳が必要だと思います。	平成30年の台風24号では中流部全域で桜に限らず倒木が発生し、名勝区間での桜の倒木も確認しています。 当局では、樹木の点検や定期的なモニタリング調査を実施しながら、適切な植生管理を進めてまいります。
22	P15「一方、常緑広葉樹の増加やササ類の繁茂により、林床に光が入りにくい箇所も見られるため、間伐等を通じて明るい雑木林を形成することで多様な生物が生息・生育できるようにする等、生物多様性の保全にも努めていく必要があります。」 この一文をみて心底ほっとしました。「木を伐らないことが、生物多様性を守ることだ!」という意見が多いですが、これを「生物多様性のためには切ることが肝要だ」という風に、世論転換していく必要があります。そのためにも、この部分の記載は証拠となる事実を多数提示し、説明を多めにかつ分かりやすく、理論的にもしっかりと補強していただきたいです。 中流部18キロ中、8キロが小平区間。中流部沿線に生えている樹木は、胸高直径10センチ以上のものが9000本あるとのこと。そのうち1割が20m以上だとのこと。こうした樹木は小平区間にも多く生育している。小平市の風致地区条例によって、沿線の建築物は高さ15m以下に制限されているが、それよりも樹木の方がはるかに高い。上水の北側に位置する住宅は、樹木によって日照権を奪われていることになる。これでは本末転倒ではないか。このような高木を勇氣をもって伐採してほしい。 小平区間固有の問題としては ・過剰繁茂 橋の上から覗きこんでも繁茂で遮られて水面が見えない。緑の壁で対岸が見えない。巨木、高木による日照権の侵害 ・足元灯の存在。(栄光橋～鷹の橋、喜平橋～小金井橋)電気代の無駄。 風倒木の危険 ・堀の深さ 水面まで7mもある。 ・柵の低さ 最高でも80センチで、低いところでは50センチしかない。しかもそこは通路路。 足元灯は小平にしかない。これこそが小平区間の過剰繁茂を証明している。こんなものがなぜ必要かという、と、防犯対策。昼なお暗い小平区間の緑道は、夕方以降は真っ暗となる。犯罪行為のリスクが高い。足元灯は、このような犯罪行為を抑止するためにと設置されたものだが、そもそも上流部のようなまっとうな樹木管理をしていれば、このような措置は必要ないはずだ。小平区間では、桜や環境・景観以前に、まず「人命尊重・安全第一」を考えてほしい。スズメバチの繁殖で通学生も危険。過剰繁茂により、史跡であるはずの「船着場」など、どこにあるのかわからないありさま。また法肩に生えた樹木の根が、崖を突き破って土砂を崩落させ、法面をオーバーハング状態にさせている。緑道は、巨木高木の林立状態となっており、巨木化したがゆえにナラ枯れの大量発生という被害を生じている。さらには、高木化したことで風倒木の発生が頻発しており、コンクリート製の柵の破壊が頻発している。小平区間は近接道路がない区間が多く、民家も近いため人的被害が発生する可能性が高い。	玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の歴史的価値の保存を図りながら、適切な植生管理を行うこととしております。 また、植生管理の基本方針として安全性と快適性の確保を取り上げ、倒木の危険性がある樹木の点検、安全や景観等に配慮した樹木の維持管理を計画的に行うこととしております。 こうした植生管理の実施に当たっては、地元住民の皆様や地域の団体、玉川上水を管理する関係機関など、多様な主体との情報共有や連携に努めてまいります。 道路・緑道沿いのフェンスについては、水路への転落等を防止し、より安全に利用できるようにするため、高さが1.1メートル以上となるよう、フェンスを設置する道路・緑道の管理者に対して働きかけをすることとしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
23	第Ⅱ章 玉川上水中流部の現状と課題 について 1 水路及び法面の保全 伐採の許可は難しく届出が必要とされていますが、伐採は意外と簡単に認められ、以前は業者任せで、トウネズミモチやシュロ、クズの太いツル、モウソウチクなど硬く伐り辛いのか作業で残し増えてしまいました。植生については、あと回しにされがちですが、こうした植生の細かいことが積み重なると崩壊を招くこともあるので気をつけてください。崩壊は乾燥剥離、霜崩れ、樹木の根系発達や重み、柵の腐朽もありますが、地盤、急な斜面、伐採や草刈りなどで植生が回復しないこと、柵の新設、異常気象も合わさり複合的に起こると考えます。適切な管理をお願い申し上げます。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
24	3 活用整備 「眺望の確保」について 中低木が茂る生物の確保のゾーニングも希望します。	眺望の確保は、主に橋りょう等からの景観に配慮し、水路内の中低木のせん定、伐採を行ってきたものです。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
25	4 植生管理 地域住民と意見を交わし植生管理していただきたい。一気に伐採し生態系を損なうことのないようにしてください。	当局では、中流部沿線の区市において、年1回、エリアごとに法面保護工事や植生管理作業等に関する説明会を開催し、地域住民の皆様と意見交換を行っております。 引き続き、こうした取組を通じて、住民の皆様の御意見を把握し、適切に対応してまいります。

番号	御意見	当局の考え方
第Ⅲ章 ゾーニング		
26	複数の観点からゾーニングが設定されており、適切だと思う。一つのゾーンの長さが2 k mから3 k mというのは徒歩で1時間以内の距離であり、玉川上水の近くに住む者にとっても理解しやすい。このゾーニングは、玉川上水の管理の方向性を住民と市と都が共有するためにも役立つと思う。	計画改定案においてお示したゾーニングの考え方に基づき、保存整備、植生管理を進めてまいります。
27	ゾーン⑤ 境橋～萬助橋 目下、右岸（上連雀一丁目）で宅地開発が進行中で緑地が軒並み潰れていっている状況であり、レフュージアとしての玉川上水は益々貴重になる。 場当たりのバサバサ切る管理は慎むべき。	計画改定案では、法面や法肩に生育する樹木のうち、法面等の崩落に伴い倒伏するおそれの高い樹木及び過度な根系発達により法面の形状変化を進行させるおそれの高い樹木は、法面保全のため伐採の対象とし、対象となる樹木の基準を定めております。 また、倒木防止を図る観点から枯損木は優先的に伐採するとともに、周辺の民有地や道路へ越境する樹木及び水路の眺望を著しく妨げる樹木をせん定するほか、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全するため必要に応じて間伐等を行うこととしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	今回の改定で対象区間(中流部)を7つの区間に分け、それぞれ環境・現況が異なる区間ごとに課題を整理して対応策を立案した考え方・取り組み方は、とても素晴らしいと思います。この取り組み方により、特に優先的に対処すべき課題やその場所・区間に特有の課題がより明確に絞られて、迅速に対応しやすくなったのではない、評価すると同時に大いに期待しています。	計画改定案では、一層きめ細かに玉川上水を管理していくことを目的としてゾーニングを導入することとしました。このゾーニングに基づき、法面の保全をより効果的に実施するとともに、ゾーンごとの特徴を踏まえた植生管理を行うことで、生物多様性保全にも寄与することを目指し、取組を進めてまいります。
29	P17 中流部のゾーンニング大賛成です。①～⑦の分け方も適切だと思います。	計画改定案においてお示したゾーニングの考え方に基づき、保存整備、植生管理を進めてまいります。
30	ゾーン④の内で概ね梶野橋上流の小金井市域と概ね梶野橋下流の武蔵野市域では条件が異なる。 小金井市域側ではサクラ単一種を育成している。一方、武蔵野市域側は”武蔵野市緑の基本計画2019”に組み入れられヒートアイランド現象の緩和などによる◎都市環境改善の機能、生物の移動回廊の形成などによる◎生態系の保全、環境教育の場などによる◎潤いと健康・レクリエーションの機能、等が期待されている。生物の移動回廊に関しては玉川上水中流域は奥多摩山地から小金井橋に至り小金井橋梶野橋間を小金井公園で迂回して梶野橋から皇居に至る生物多様性回廊の重要な一部となっている。梶野橋から武蔵野市域では、例えば万葉集記載の植物約140種(海草類含む)の内で約120種が生息して環境教育や歴史散歩の貴重な資源となっている。施設名でも、梶野橋～境橋間にはくぬぎ橋、もみじ橋などサクラ以外の樹種名を冠した橋がある。 住宅地の生物多様性が減少した現在、武蔵野市域玉川上水の生物多様性は東京全体の環境を保全するために重要である。 以上の理由から梶野橋～境橋間の武蔵野市域は生物多様性保持を優先するために、ゾーン④からゾーン⑤に移管することが望ましい。	計画改定案におけるゾーニングは、法面の形状や水路の深さなどの観点から類型化を行い、より効果的に保存整備を行うことを目的として、中流部を7つのゾーンに区分しております。 なお、名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働しつつ、地元自治体を通じて地域住民の皆様のご御意見も取り入れており、引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
31	第Ⅲ章 ゾーニング 1 目的及び考え方 第Ⅳ章 整備活用施策〔保存整備〕 1、水路法面の保全 p18 （1）基本方針ウ「快適な水と緑の空間」 玉川上水の生物多様性の保全を目的としてください。 「眺望の確保」について、中低木が茂る生物の確保のゾーニングも希望します。 ゾーン①、②、⑥は中流部の中でも生態系が豊かな地域です。損なわれないように整備をお願いします。	整備活用計画は、史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」に基づき、中流部を対象とした具体的な施策をまとめたものです。この保存管理計画において示されている【保存管理の目標】及び基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画の改定案を作成いたしました（計画改定案P3）。 玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行ってまいります。 また、計画改定案におけるゾーニングは、法面の形状や水路の深さなどの観点から類型化を行い、より効果的に保存整備を行うことを目的として、中流部を7つのゾーンに区分しております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
第Ⅳ章 整備活用施策 1 水路及び法面の保全		
32	史跡の適切な管理や都民の安全のためには適切な伐採が必要です。	計画改定案においてお示した基準に基づき、法面や法肩に生育する樹木を管理してまいります。
33	私は、淀橋浄水場が廃止される前の玉川上水を知る者だが、かつての玉川上水は、今のように法面や法肩に無秩序に樹木は生えていなかった。法面から生えている樹木を見ると、明らかに法面を破壊している。改定計画の案では樹木の伐採基準を設定しているが（20頁、21頁）、これは大変重要であり、是非、この基準に従って樹木の伐採を進め、貴重な史跡である玉川上水を守っていただきたい。	計画改定案においてお示した基準に基づき、法面や法肩に生育する樹木を管理してまいります。
34	樹木の根がローム層の法面の乾燥を防止している以上、基本、伐採するべきではない。 法面を崩落させる懸念がある事例があるならば、モニタリングが重要。 （検討委員会の議事録によると江戸時代には木は無かったと座長が認識されている様なのが疑問）	令和4年度に当局が実施した調査では、法面や法肩に生育する樹木の根系発達が要因と考えられる法面の形状変化（表層土の亀裂や崩落）が発生していることが確認されており、法面や法肩に生育している樹木の適切な管理が必要となっております。 この調査結果を有識者で構成される史跡玉川上水整備活用計画検討委員会において議論いただき、委員会でいただいた御意見を踏まえ、法面や法肩に生育する樹木の管理に係る基準を設定いたしました。 また、これまでも必要に応じて実施してきた水路及び法面の目視確認及び横断測量調査について、今後は定期的にモニタリングを実施し、水路及び法面の形状データを蓄積し、崩壊及び崩落箇所の早期把握、並びに崩壊等の予兆の把握に努めてまいります。
35	史跡玉川上水整備活用計画検討委員会での委員の発言を読むと、樹木は明らかに水路を破壊する要因である。20ページの基準にしたがって速やかに伐採を実施してほしい。	計画改定案においてお示した基準に基づき、法面や法肩に生育する樹木を管理してまいります。
36	P18 上段（1）のイの 「長年にわたり手入れをしながら継承されてきた特性を踏まえ、」という記載には異を唱えさせていただきます。 国と都との所有権争いのとばかりで、「長年にわたり手入れをしなかった」結果が現状なのですから。玉川上水の所有権をめぐる、都と国との所有権争いが発生したことで、小平監視所が完成し中流部が空堀になったことにより、1960年ごろから約40年間にわたって中流部の沿線管理が放棄された。（上流部は通水路として使っていたため、適切な管理が継続された。） その結果、中流部においては、樹木の過剰繁茂が発生し、向こう岸が見えないという防犯上の問題を生じている。 また、樹木の過剰繁茂によって、史跡玉川上水、名勝小金井桜がき損・破壊されつつある。 これらの史跡、名勝を護るためにも、中流部の適切な管理が望まれる。 事実は、国土地理院の空中写真サービスを見れば明らかです。戦前の玉川上水沿線は丸裸だったのですから。事実と反する記載は公文書に記されるべきではないし、これを残しておくは伐採反対派に付け込まれるものになります。 伐採反対派は、「桜vs雑木林」「小金井区間vsそれ以外の区間」の対立構造をフレームアップし、「桜優遇のための樹木伐採に反対」しています。 彼らは、「当初の検討段階では史跡に雑木林が含まれていたが、いつの間になくなった。これは桜を優遇するためだろう」と主張しています。 そうではないことを、はっきりと根拠と共に明示して頂きたい。 「現状維持を基本とし、」の「現状」とは、水路および法面の事であって、樹木ではないことを明記してほしい。	玉川上水は、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部六（交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡）により国の史跡に指定されており、植生は史跡の指定対象に含まれておりません。 史跡の指定基準については、計画改定案の附属資料に記載を追加いたしました。 一方で、玉川上水は貴重な土木施設・遺構と一体となった「快適な水と緑の空間」としても都民に親しまれていることから、計画改定案では、水路の崩壊及び法面の崩落を未然に防止し、良好な状態で保存するとともに、可能な限り水路及び法面の保全と緑との調和を図ることとしております。 このような取組を通じて、玉川上水が貴重な土木施設・遺構として、また、人々に親しまれる快適な水と緑の空間として、次の世代へと引き継がれるよう努めてまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
37	P20 幹直径50センチ以上を大径木と定義し伐採対象としたことは大英断です。よくぞここまで書いて頂きました。 これらの施策により、相当数の高木・巨木が伐採されます。 これまで沿線の過剰繁茂により、倒木等の危険があった小平区間にとっては、まさに干天の慈雨です。 伐採が進めば、緑道のあちこちに木漏れ日が降り注ぎます。 地表では失われていたクサバケなどの陽性植物が再生し、本当の意味での生物多様性が涵養されるようになるでしょう。 かつては、直径20センチ程度で伐っていたのですから（用水路昔語り第1集P25による）。	計画改定案では、法面や法肩に生育する樹木が、法面の崩落や、周囲への被害を及ぼす可能性のあることから、法面の崩落等を進める可能性のある樹木の伐採基準を設定しております。 また、倒木の危険性がある樹木の点検、安全や景観等に配慮した樹木の維持管理を計画的に行い、周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保することとしております。 史跡や名勝の歴史的価値の保存を図りながら、玉川上水の現況を踏まえ、適切な植生管理を行ってまいります。

番号	御意見	当局の考え方
38	法面の保全には様々な側面があると言われている。例えば、環境によって植物の根は法面を保護する機能があ る。 そこで一律に法面の樹木を伐採するのではなく、柔軟な対策を講じることが望ましい。	令和4年度に当局が実施した調査では、法面や法肩に生育する樹木の根系発達が必要と考 えられる法面の形状変化（表層土の亀裂や崩落）が発生していることが確認されており、法面や 法肩に生育している樹木の適切な管理が必要となっております。 この調査結果を有識者で構成される史跡玉川上水整備活用計画検討委員会において議論いた だき、委員会でいただいた御意見を踏まえ、法面や法肩に生育する樹木の管理に係る基準を設 定いたしました。
39	史跡に指定されている法面を保全するのは当然のことである。法面に生えている樹木の様子を見ると、とても 法面を守っているとは思えない。計画案に示された基準に基づいて、速やかに伐採を進めるべきだ。せつかく の史跡がこれ以上き損されるのは見るに忍びない。	計画改定案においてお示した基準に基づき、法面や法肩に生育する樹木を管理してまいり ます。
40	（4）実施施策 P19ア法面保護工について 安全に沿線住民が安心して暮らせるように管理してあげてください。また、生態系の確保はバランスを考えお 願います。	計画改定案では、予防保全の観点から、直壁状及びオーバーハング状の素掘りの法面が多く 水路が深い区間、並びに法面保護工事の施行歴が多い区間を優先整備区間とし、計画的に保存 整備を行うこととしております。 また、水路及び法面の保全に当たっては、可能な限り水路及び法面の保全と緑との調和を図 り、玉川上水の生物多様性の保全にも寄与していくこととしております。
41	P20 イ法面や法肩に生育する樹木の管理について 法肩から50センチメートル以上離れた場所に若木を残し次世代に林を育ててください。	水路及び法面の保全に当たっては、可能な限り水路及び法面の保全と緑との調和を図り、玉 川上水の生物多様性の保全にも寄与していくこととしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
第Ⅳ章 整備活用施策 2 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存		
42	桜を「被圧」する他の樹木の伐採は、本当に必要なものだったのか疑問であり、桜だけを保護するという現在の方針は、地球温暖化に対応する自然の環境の保全という意味で問題があったと考えます。これ以上の伐採ではなく、木々を残す方策を検討するべきです。少なくとも、小金井橋以西の現存する多様な樹木をそのまま保全する方向を強く希望します。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	小金井地区において、サクラを被圧する樹木を伐採したとあるが、被圧していない樹木もすべて伐採されている。 生物多様性が重要といわれている現在に、単一なものだけを愛でるのは古い発想であり、桜並木はどこにでもある。名勝区間であっても、サクラ以外の樹木も配置し、文化財としての価値と生物多様性の価値を共存させて欲しい。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
44	桜を売りにしたいのはわかるし、歴史や文化の継承も大切ではあるが、環境や生物というのは偏ることで崩れてしまうのは今の時代誰もがわかっていることなので、桜ばかりにするなど、単純に昔のあり方を継承するだけではあまりにも進歩がない。今、玉川上水ですべきことは、生物多様性を担保しながら、在りし日の桜堤を思い出せるような美しい場所を目指すことではないか。ネオ小金井に期待している。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁等の関係機関と協働して取り組んでおり、今後も、可能な限り史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑の調和を図りながら、関係機関と連携して保存に取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
45	相変わらず「小金井桜万歳」で、生物多様性上、問題アリ。桜と共生できるものは残すべき。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
46	東京都は2023年に生物多様性地域戦略を公表しました。その考え方からすれば、サクラだけを残して他の樹木を伐採する桜並木のあり方は生物多様性保全に反します。サクラを尊重しつつ、他の樹木も残すべきです。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
47	サクラだけでなく他の樹木との共存を考えてください。樹木伐採によりクズの繁茂が著しくなっています。除去するためには多大な費用を要すると思います。これにかかる人件費などの諸費用はサクラ復活を推進している小金井市が負担すべきだと思います。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
48	私は品川区に住んでいる者ですが、以前は小金井市に住んでいました。今年の春、久しぶりに玉川上水を訪れましたら、桜並木がきれいに整備されていて、とても美しい風景でした。しかし、小金井橋から西の方は、雑木林のようになってしまっているので、是非、こちらのほうも桜並木の整備を進めて下さい。来年の春も、玉川上水に桜を見に行きたいと思っています。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁等の関係機関と協働して取り組んでおり、今後も、可能な限り史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑の調和を図りながら、関係機関と連携して保存に取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
49	小金井サクラ並木の保存第一の政策のために、何十年も何百年もかかって玉川上水域に育ち、命をつないで来た樹木や生き物が切り捨てられました。 その犠牲のもとに植えられた桜の幼木は確かに大きく育ち、これから花を咲かせることでしょう。しかし、小金井サクラを保存し、後世に遺したいという保存会と小金井市は、実際に300年前の桜並木が復活し、人々が花見を楽しめる上水土手为实现すると本気で考えているのでしょうか？五日市街道の大量の車の流れ、それに伴う騒音や大気の流れ、そのぎわの土手で、どうやってお花見を楽しむのでしょうか？美しい桜を愛でるのは小金井公園内で十分に可能です。現実をしっかりと見ていただきたいです。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
50	桜の保護と緑の調和とは何でしょうか？ 現地は、他の樹木をすべて伐りつくし下草の緑だけにしています。このような管理の場合は、「下草の緑」との調和という記載になります。 また、桜以外の樹木を伐りつくし、ひこばえをも繰り返し伐りつくしているのですから「桜以外の樹木の排除」と正直に書かれるべきです。桜を被圧しない樹木を伐り、"いつか大きくなるので"、とひこばえを一斉に伐るやり方を隠しています。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
51	親族が小金井在住のため30年近く玉川上水を歩いている。気候がここまで変化している中で、桜並木を名勝指定のころと全く同じように復活させることが可能か疑問である。日照ばかりを求めているような記述だが、細い幼木などは真夏にはかわいそうなほどである。適宜他の樹木を育てることがそんなに桜にとって害があるのか科学的に示されていない。今まで育ててきて桜の様子はどうか？桜だけにして本当に今後うまくいくのか、わからぬままにただ漫然と進められているだけに思われる事業が継続していくことを示す改定版としが感じられない。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁等の関係機関と協働して取り組んでおり、今後も、可能な限り史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑の調和を図りながら、関係機関と連携して保存に取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
52	小金井桜は大切です。しかしながら、この事業が始まる前の豊かで涼しさをくれた様々な樹木がここまで邪魔者扱いされるこの事業には残念な気持ちしかありません。 新しい計画案にも、他の樹木との共生を探ろうとする様子もありません。ここで立ち止まって、これまでのやり方が将来にどの様に良いことがあるのか示していただきたい。 桜だけが健康にそだっても花の頃以外は味気ない地区になります。現在は健康に育っているようには見えませんが、名勝とともに自然を守り敬う姿勢が欲しいがこの案には見られない。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
53	かつて世田谷区の住民として小金井公園と周辺を訪れました。公園の周辺にはこんなに自然が残っているのかと羨ましく思いました。世田谷区にはこんな場所はありませんものね。太宰治のことも思い出したり、できるだけ現状のまま保持したら素晴らしいです。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁等の関係機関と協働して取り組んでおり、今後も、可能な限り史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑の調和を図りながら、関係機関と連携して保存に取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
54	名勝復活のため、小金井市内では上水がみすばらしい悲惨な姿である。地球沸騰化の時代に桜の日照のために多くの樹木を伐採したことは今後どのように影響するのか？子供達にはなんと説明するのか？時代に合ったやり方を丁寧に探すべき姿勢が無い。今までやってきたことをただ「よし」として継続する記述にしかっていない。本当に議論されて改定されたのか疑問である。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁等の関係機関と協働して取り組んでおり、今後も、可能な限り史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑の調和を図りながら、関係機関と連携して保存に取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
55	名勝「小金井桜」は否定しませんが、生物多様性を尊重し、1種のみではなく、多摩地域の風土に即した樹木を植えてほしい。鳥も昆虫も小動物も育まれる玉川上水であってほしいと希望します。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
56	名勝小金井サクラに指定されている場所は、全て美しいサクラ並木にしてほしい。そのためには、桜以外の樹木は、伐採するべきである。昔はきれいなサクラ並木だったはずで、たからこそ名勝に指定されたのである。その趣旨を踏まえて事業を進めていただきたい。雑木の中に桜が埋もれているようでは、花見の名所とは言えない。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
57	記載されている計画に全く異存はありませんが、その計画実現のため<名勝「小金井（サクラ）」の補植についての基本ルール>に基づいて育成する”ヤマザクラの後継樹”については、名勝に相応しい母樹から「接ぎ木」で増やす必要があることやその苗木を約5年間は(上水堤に植樹する前に)苗圃で育成しなければならないこと等、相当な年数を掛けた計画的な育成が必須です。 この計画的後継樹育成のためには多くの関係者が密接に連携して取り組む必要があり、小金井市と都立農業高校及び市民団体(名勝小金井桜の会)が連携して取り組み始めています。しかしながら現状では、肝心の育成したヤマザクラ苗木をどのように上水堤に植樹していくかという基本計画がないまま苗木を育成しており、このままでは後継樹育成が早晚破綻するのは目に見えています。後継樹育成の基本計画は本来名勝の管理者である東京都教育庁が策定すべきと思いますが、本計画の中に”関係機関等が協働し、後継樹の補植及び育成に取り組んでいきます”というだけでなく、東京都教育庁を中心に後継樹育成の基本計画を速やかに策定すべきと記載し、計画策定を強力に促していただきたい。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
58	玉川上水沿いに居住しているものです。今回の改定版をみましたが、前回内容とほとんど変わっていないように感じます。桜を被圧する木の剪定・伐採するとありますが、実状としては桜以外の木は全て皆伐されてしまっています。それは生物多様性に反していると思っています。これまで緑の回廊として玉川上水を通じて多くの生き物や植物が暮らしていました、それが小金井市を中心に桜以外の緑が失われた、緑の回廊が分断されてしまいました。また、近年の猛暑では以前は木陰が溢れる歩道でしたが、今は日陰が減り地面も乾燥が進み土埃の発生や気温の上昇を感じています。 けやきなどの木々やその他草花が桜と共存していくようにしていただきたいです。桜以外の皆伐は現代の生物多様性の時代には錯誤的であり、江戸・明治時代と気候も環境も異なる今、自然の多様性を守り今ある緑を少しでも残す報告になることを強く望みます。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
59	名勝小金井（サクラ）並木の保存に関して ・中流域小平市部分の南側や北側の櫟やクヌギ・コナラの樹林の樹勢の違いについて、大径木（50センチ以上）を整理するという考え方に賛成です。ナラ枯れの被害が近年多すぎます。その対策にも通じます。（武蔵野の樹林に光が差し込む。昔ながらの光の差し込む二次林にしたいものです。	計画改定案においてお示した基準に基づき、法面や法肩に生育する樹木を管理するとともに、害虫による枯死被害への対策に努めてまいります。
60	名勝小金井桜は歴史的にも大切に、将来に残したいものであることは理解できますが、生物多様性の損失が人類の未来を危うくさせている今の時代に、そぐわないものと考えます。もしできましたら、桜とともに、他の樹木の存在を許していただけないでしょうか？ 小平市内の名勝小金井桜の区間は、桜以外の皆伐はせずに、今のままで残すべきです。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
61	名勝のサクラ並木でも、希少種が生育しやすいように環境を整備できないかという意見です。 ほぼ開発されてしまった小金井から東側の玉川上水周辺にとって玉川上水は希少種にとって極めて重要な場です。サクラ並木自体は全国各所に数多く存在し、玉川上水のサクラ並木に歴史的な価値があっても、希少種が生育しやすい環境が極めて限られてきている現状で、希少種保護をしながらという文面を入れていただきたいです。 すでに一度に伐採しましたが、日陰がなくなり希少な山野草には厳しすぎる環境になったり、植栽するときに希少種を踏みにじってしまったり、工事を取り除いてしまったりしていないか気にしています。 また、単一種の並木道は病害にも弱く、桜はアメリカシロヒトリが大量発生することで有名で、完全な単一種の並木道にするよりは病害を緩和する意味でもいくつか他の樹木を残した方がいいのではないかと考えています。 サクラ並木自体はどこにでも作れますが、希少種が生育できる環境はどこにでも作るのは難しいです。その点を考慮に入れていただきたいです。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 当局が令和4年度から5年度にかけて実施した植生調査では、ヤマザクラの補植によりサクラ並木を形成している区間の明るい草地にはニリンソウなどの重要種が広範囲で確認されました。また令和2年度から3年度にかけて小金井市教育委員会が実施した植生調査においても、ヤマザクラ並木の林床に多様な草本が確認されております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
62	名勝小金井サクラ並木の保存をしっかりと進めてほしい。そのためには、名勝の区域においては、桜以外の樹木は伐採しなければならない。この区域が、昔の姿を取り戻すことを期待している。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
63	最近、小金井公園を散歩して驚いたのは、ケヤキが伐採されていたことです。桜もいいですが、雑木林であることが、多くの方が玉川上水に親しみを覚える理由でもあったのに、残念に思いました。 桜並木保存のためだけに、枯れていない樹木の伐採には反対です。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁等の関係機関と協働して取り組んでおり、今後も、可能な限り史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑の調和を図りながら、関係機関と連携して保存に取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
64	小金井サクラは名勝に指定されてから100年目を迎え、まことに喜ばしい限りである。この機会を逃すことなく、サクラ並木の復活を速やかに進めるべきだ。名勝を名勝として復活させるのは当然のことだ。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
65	小金井市の玉川上水はヤマザクラのみを残し他の樹木をほぼ皆伐してしまったため悲惨な状況になっています。市民が楽しみにしていたこぶしや、桑の木などの緑も全てなくなり楽しみもなくなりました。今は外来種が生い茂りヤマザクラも暑さに参って枯れているものもあり、魅力のない風景になってしまい悔しいです。計画の中に「ヤマザクラの保護と緑の調和を図ります」とありますがこの言葉を守ってほしかったです。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
66	名勝地区には桜を被圧する植物は皆伐されているため一切ない。桜の補植の際、いや地があった場合には土壤改良とあるが、その様なことは全く行われていない。枯れてしまったら、ただ同じ場所に同じように植えるだけなので何回も枯れており、桜が育たない。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
67	桜だけを優先させ、長く玉川上水で生きてきたケヤキや他の樹木を伐採したのは本当に間違っていると思います。 木陰がなくなり、法面が乾燥して崩落するのも心配ですし、小金井地域だけ野鳥が減っているのも明白です。都心と山間部を結ぶ重要なグリーンベルトを分断しないでください。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 当局が令和4年度から5年度にかけて実施した植生調査では、ヤマザクラの補植によりサクラ並木を形成している区間の明るい草地にはニリンソウなどの重要種が広範囲で確認されました。また令和2年度から3年度にかけて小金井市教育委員会が実施した植生調査においても、ヤマザクラ並木の林床に多様な草本が確認されております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
68	小金井サクラ並木を昔のようにもどしていただきたい。そのためには、サクラ以外の木は伐採するべきだ。生物多様性を理由に伐採に反対する者がいるが、生物多様性が歴史や文化の保全に常に優先するというのは誤りだ。もし、生物多様性だけを優先すれば、倒木の恐れのある樹木も伐採できず、農作物を食い荒らす害獣を駆除することもできなくなってしまう。名勝は、指定された当時の姿にするのが筋である。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
69	小金井橋より西側は、サクラ並木の整備が行われていないが、整備をしてください。樹木の伐採に反対する人の意見ばかりが目立ちますが、美しい桜並木を望んでいる人も沢山います。私は、今回の計画案に賛成です。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
70	三鷹から小平までの玉川上水沿いに30年以上暮らしてきましたが、小金井地区の無惨さは痛々しく残念で、もう足が向きません。 聞けばヤマザクラ並木を復活させるためと。 江戸時代から明治の、景観や都市化と自然保護への意識が低かった頃の状態が果たして目標とすべきものでしょうか？ 夏の暑さが半端ない現代において、ヤマザクラがベストな選択でしょうか？ それ以上に、ソメイヨシノでもないヤマザクラ並木に集客力がありますか？ 全て否。 私が気持ちいいと感じ、日々訪れたいと思い、自慢したい玉川上水の景観は、三鷹地区や小平地区のものです。 様々な樹々の四季のうつろい、いろいろな野鳥の巣作りや子育て、鬱蒼とした低木や野草の群落が都内にこれだけの規模で残っているから価値がある。ヤマザクラ並木のために、それらを分断するのは残念、呆れます。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 当局が令和4年度から5年度にかけて実施した植生調査では、ヤマザクラの補植によりサクラ並木を形成している区間の明るい草地にはニリンソウなどの重要種が広範囲で確認されました。また令和2年度から3年度にかけて小金井市教育委員会が実施した植生調査においても、ヤマザクラ並木の林床に多様な草本が確認されております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
71	P22 名勝小金井桜は、小金井区間同様、小平区間でも整備を進めることになるんですね。 本件、小平市公園課に強く協力要請しておきます。 水道局さんは、小金井市のみならず、今後は小平市とも連携を深めて頂きたいです。 ですが、小平区間では、桜よりもまずは過剰繁茂の伐採が先です。 市民の命を守ることを優先してください。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 また、倒木の危険性がある樹木の点検、安全や景観等に配慮した樹木の維持管理を計画的に行い、周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保することとしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
72	桜だけにしても花見の宴会もできない。桜の樹高を超えない範囲で他の樹木と共存させるべき。 戦前の国威発揚の時代に指定された名勝はすでに時代遅れで、生物多様性のほうが重要な時代になっている。 江戸時代を復活させることにこだわっても、チョンマゲをゆって歩く人はいない。今の時代に則した管理に方向転換すべきである。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
73	桜単一種の育成と、生物多様性・ヒートアイランド対策・カーボンニュートラル施策は両立しない。 小金井橋～梶野橋間の法肩では左右両岸とも桜が維持されていた。一方梶野橋下流の左岸法肩五日市街道側では桜並木が維持されていたが、同じく左岸法肩玉川上水側と右岸法肩では各種の中高木が生育し多様な生物から成る生態系がある。 そこで、左右両岸のヤマザクラ並木の保全育成は小金井橋梶野橋間に限ることが望ましい。梶野橋下流域は現状通り左岸法肩五日市街道側をヤマザクラ並木とし、左岸法肩上水側と右岸はケヤキ等の中高木からなる樹林帯にすることが望ましい。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
74	玉川上水や名勝小金井サクラは、東京が誇るべき歴史遺産である。名勝小金井サクラの並木を守り、復活させることはとても意義のあることである。名勝の管理者である東京都教育庁には大いに期待しているので、しっかりと取り組んでいただいきたい。名勝区域においては、桜以外の樹木は淀橋浄水場廃止後に実生から生えてきたものであり、保護するに値しない。是非、今回の計画案どおりに事業を速やかに進め、立派な桜並木を再現してほしい。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
75	第Ⅳ章 整備活用施策〔保存整備〕 2、「名勝小金井（サクラ）」p22～ ヤマザクラ並木の景観を道路沿いに作るのは、桜を継承し盛んにとの願いですが、櫟を全て伐採しコブシ1本残さない過程は悲しく、桜だけだと生態系も貧弱です。真正性に乏しく、その文化を継承し続けるのは強引で厭います。多様な緑の中の桜こそ美しく、道路沿いを車で通過して見るヤマザクラではなく、車の影響を軽減する生態系を考えた樹木が妥当と考えます。変わる世で継承などは無理が出ます。整備を重ね生態系に大きな影響が出ないようご配慮お願い申し上げます。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁等の関係機関と協働して取り組んでおり、今後も、可能な限り史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑の調和を図りながら、関係機関と連携して保存に取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
第Ⅳ章 整備活用施策 3 活用整備		
76	現地の説明板を充実して欲しい。 二次元コード以前に史跡についての説明板が不足し目立たない。汚染し、朽ちていたりする。 武蔵野辺りは転入者が多く、尚且、市境にある為、河川と思われている。 因みに、けやき橋西に形状も良い史跡表示立札があったが何故か撤去された。 二次元コードには自然環境情報もあるとベター。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
77	下流に多いと思われる廃プラの「玉川上水を見せない柵」は設置するべきではない。 形状として柵の縦棒を細くして子供の体が入らない程度に棒の間隔を開けたものが良い。 黒色は柵ばかりが目立つので避けるべき。柵はあくまで侵入防止の為。（侵入できなければ転落もしない。）	道路や緑道の管理者が設置するフェンスについては、文化財としてのまとまりを創出するため、存在を強調しすぎないデザインや色彩等にとともに、水路への転落等を防止し、より安全に利用できるようにするため、高さが1.1m以上となるよう、フェンスを設置する管理者に対して働きかけていくこととしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
78	眺望確保については鳥等イキモノの隠れ場所に配慮して整備すること。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
79	清掃に税を投入するべき。少なくとも柵の内側の人工物のゴミは除去する体制が必要。 伐採・強剪定の元となるのが落葉・落実だが、外国では行政が定期的に処理する。木を切る以前に清掃体制を作るべき。	柵内の清掃については、水路際の巡回時や、旧水衛所等に設置されているスクリーンに溜まるゴミ・落葉等の処理を、週1～2回程度行っております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
80	柵についてですが、素材を廃プラスチックにしないほうが見た目が自然になります。少し経費がかかったとしても、コンクリート、あるいは鉄の柵の方が自然に馴染むと思います。また、各地の趣に合わせ、柵は全体統一しないほうがいいです。じぶんは美術大学出身ですが、全体が同じようになるのはつまらないと思います。色を黒にするのは良くないです。土が跳ね上がり乾燥すると白っぽくなるので、黒い柵が汚れているように見えます。玉川上水駅から下流、左岸の黒い柵を見ると、土の跳ね返りが非常に汚く見えます。むしろ薄い灰色のような茶色、これまでのコンクリートの擬木のままでいいと思います。	道路や緑道の管理者が設置するフェンスについては、文化財としてのまとまりを創出するため、存在を強調しすぎないデザインや色彩等にするよう、フェンスを設置する管理者に対して働きかけていくこととしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
81	フェンスについて、1.1mという高さの基準が示されたことは、とても良いと思う。玉川上水はかなり深いので、転落防止のためのフェンスはとても大切だ。	より安全に玉川上水を利用していただけるよう、計画改定案に基づき、フェンスを設置する管理者に対して働きかけを行ってまいります。
82	P26 「玉川上水の来訪者に、玉川上水が史跡として指定され、また、江戸・東京の水道事業に重要な役割を果たしてきた水道施設であること」これをもっと推進すべし。 P25 目標1：玉川上水の歴史的価値を伝える ②普及・啓発（学びの機会の提供） P27 イ 普及・啓発（学びの機会の提供） 玉川上水を作った人たちの顕彰について 玉川兄弟のみならず、松平伊豆守信綱、安松金右衛門、伊奈半十郎忠治らについても、その働きを紹介し、郷土の英雄譚として語り継ぐべき。400年近く前に、江戸に水を送るために苦労した人たちの物語をいまの子どもたちに教えてやってほしい。また、川崎平右衛門についても語ってほしい。参考文献もあげてほしい また明治初頭の一時期、玉川上水に通船事業があったことを忘れてはならない。この事業についても、そのチャレンジ精神を伝えて顕彰してほしい。 https://higashiyamato.net/higashiyamatonorekishi/1121 通船は往＝下り（羽村から四谷大木戸）は上水の自然水流に乗って船頭3人、復＝登り（四谷大木戸から羽村）は2人の船子が舟に綱を付けて上水の両縁の堤の上から引っ張りあげる、いわゆる「曳舟」（1人は舵取り）で行われました。このため、上水の狭い部分の切り広げ、竹木の伐採、橋の嵩上げ、船溜場（ふなだまりば）、曳舟の足場などの整備が必要でした。（岸に樹木が生えていては曳舟ができない。だからこの時も伐採したはずである。） 史跡には「船溜場（ふなだまりば）、曳舟の足場など」も含まれるはず。これらを保全するためにも、樹木の伐採は必須となる。小平区間でも久右衛門橋付に船着き場跡があるようだが、雑木雑草に覆われてどこがその場所か判然としない。この状況は改善してほしい。雑草雑木を刈って、しっかりと史跡の保全をしてほしい。	計画改定案では、法面や法肩に生育する樹木のうち、法面等の崩落に伴い倒伏するおそれの高い樹木及び過度な根系発達により法面の形状変化を進行させるおそれの高い樹木は、法面保全のため伐採の対象とし、対象となる樹木の基準を定めております。 この基準に従い、法面及び法肩に生育する樹木の管理を適切に行うことで、水路及び法面の保全に努めてまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
83	「史跡」「名勝」の定義について。文化財保法第2条第1項第4号、および第109条による。（当該条文は「付属資料」に記述されたい）この定義によれば、「史跡」に動植物は入らない。よって、雑木林は保護の対象とはならない。史跡、名勝をまもるためにどんどん伐採してほしい。	玉川上水は、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部六（交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡）により国の史跡に指定されており、植生は史跡の指定対象に含まれておりません。 史跡の指定基準については、計画改定案の附属資料に記載を追加いたしました。 一方で、玉川上水は貴重な土木施設・遺構と一体となった「快適な水と緑の空間」としても都民に親しまれていることから、計画改定案では、水路の崩壊及び法面の崩落を未然に防止し、良好な状態で保存するとともに、可能な限り水路及び法面の保全と緑との調和を図ることとしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
84	P29 柵の高さ1.1メートルと明記されたこと、ほっといたしました。これで緑道からの転落死亡事故も無くなるでしょう。安全に、玉川上水の緑と桜を楽しめるようになることが嬉しいです。柵の高さが1.1メートルあれば、寄りかかっても向こう側に落ちることはなくなります。一日も早く実施してほしいと願います。	より安全に玉川上水を利用していただけるよう、計画改定案に基づき、フェンスを設置する管理者に対して働きかけを行ってまいります。
85	現代は宅地化などで周辺の緑が減少しているため、玉川上水中流域の緑地は周辺住民にとっても観光客にとっても重要になっている。例えば、遊歩道、バードウォッチング、ウォーキング、植物観察、生物観察、歴史散歩、オアシスとしての利用、大木の樹林帯の圧倒的景観、水流の鑑賞などに活用されている。そこで、活用整備の目標1、目標2、目標3に加えて”周辺の緑といきものを楽しむ”を加えるか、目標3を変えてその趣旨を盛り込むことを希望します。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
86	第IV章 整備活用施策〔活用整備〕3、活用整備の推進 P26（イ）眺望の確保と公開 眺望の確保をしない場所も生物のためのゾーニングと観光公害が起こらないよう対策をお願いします。	眺望の確保は、玉川上水を来訪した方が水路を眺めながら散策できるように、橋からの眺望を確保することを目的として実施するものです。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
87	P28.道路、緑道のフェンス 安全性が乏しいが、現在の小平の低いフェンスの形がふれあいを感じられます。まだ使えそうなので変えるのは残念です。三鷹市の柵の設置はとても大変でした。フェンスを変える時に伐採したりするので、伐採と柵の設置が複合すると余計に崩壊を招き柵が何度も傾き歪むのを見ました。今後、小平の柵の設置も大事になると考えます。玉川上水のフェンスは簡単には変えられず一生使う気で変えた方がよいです。統一しなくともその場にあった多様な柵でよいと考えます。P29の写真 東橋の縦柵は手が入らず外来種が柵を変えてから増えました。幸橋下流の柵の方がまだよいです。よりよいのは、牟礼橋から浅間橋の横柵です。	道路や緑道の管理者が設置するフェンスについては、文化財としてのまとまりを創出するため、存在を強調しすぎないデザインや色彩等にとともに、水路への転落等を防止し、より安全に利用できるようにするため、高さが1.1m以上となるよう、フェンスを設置する管理者に対して働きかけていくこととしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
第Ⅴ章 植生管理		
88	原水導水機能のない今日では玉川上水は奥多摩からイキモノが移動してくる東京のグリーンベルトとしての価値は今後大きくなる。今般、多くの市民の粘り強い要望により生物多様性概念が追加されたのは喜ばしいが看板倒れにならない様に体制を整備して欲しい。 その為には人材が必要であるが「生物生態学の知見のある司令塔」を置いて欲しい。生態系や生物多様性の知識が不十分なままでは業者に的確な指示が出来ない。 また、日頃から（自然）観察をしている流域市民と作業する業者が気軽にコミュニケーションとれる体制が必要である。水道局にて定期的な自然環境調査を実施するにしても（柵の外から見える）情報量は流域市民の方が圧倒的に多い。樹木の各々の株をイキモノがどの様に利用しているかを把握している市民もいる。	計画改定案では、史跡や名勝の歴史的価値の保存を図りながら、玉川上水の現況を踏まえ、適切な植生管理を行うこととしております。 また、こうした植生管理作業については、毎年度、その実施に先立ち、地元住民の皆様を対象とした作業説明会を開催しております。引き続き、こうした取組を通じて、住民の皆様の御意見を把握し、適切に対応してまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
89	「安全性」「快適性」という大義名分に危惧している。科学的知見に基づいて管理するべき。特に「快適性」というのは主観に基づくものである。 まず、「街路樹に準ずる」という考え方を改めて欲しい。玉川上水は「ベルト状の雑木林」である。街路樹というのは道路の一部の為、伐採・剪定が推進される。玉川上水では植樹はしないので雑木林として貧弱になってしまう。	計画改定案では、より多くの人々が玉川上水を安全・快適に利用し、また、親しめるようにするため、枯損木等の伐採及びせん定による安全性や眺望の確保、樹木の点検等による倒木対策に努めることとしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
90	全体を通じて桜を中心とした計画に読める。しかし現在一番重要なことは生物多様性の観点からの計画である。桜保全ありき、桜中心で進めるのではなく、生物多様性の観点から、桜をどうするかという順番で物事を計画すべきと考える。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
91	玉川上水を歩いてみると、雑然と木が生えていて鬱蒼としている場所があり、景観としても良くありませんし、歩いていて不安を感じるので、そういう場所では木を積極的に伐採して欲しいと思います。	計画改定案では、植生管理の基本方針として、倒木の危険性がある樹木の点検、安全や景観等に配慮した樹木の維持管理を計画的に行い、周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保していくこととしております。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
92	エコロジカル・ネットワークは玉川上水緑道が豊かな緑の回廊として続いていなければできません。名勝区間であっても、名勝と緑の回廊としての機能がどちらも果たせる多様性豊かな場所がいまは保存されるべきです。 特徴をふまえたあらたな管理に期待します。	玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行ってまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
93	植生管理は概ね賛成です。 アズマネザサや外来種の駆除についての記述がありますが、ほかにクズに侵食されたエリアが多く見受けられます。つる取りについての記載も入れてほしいと考えます。 また、ボランティアの力を借りることはできないでしょうか。自分は近隣の緑地保全ボランティア団体に所属しております。予算の関係と丁寧な作業のためにも、業者だけでなく自然保護にノウハウがあるボランティアの協力ができないかと感じました。崖が危ないのは理解しておりますが、例えば柵の外からできる範囲であるとか、安全帯を付けて作業すれば限定的にできるとか、そういうのを感じました。	御意見を踏まえ、計画改定案P15、P33、P38の記載を、以下のとおり修正いたしました。 P15「一方、常緑広葉樹の増加やササ類等の繁茂により、林床に光が入りにくい箇所も見られるため、間伐等を通じて明るい雑木林を形成することで多様な生物が生息・生育できるようにする等、生物多様性の保全にも努めていく必要があります。」 P33「アズマネザサなどササ類及びクズなどの繁茂が著しい場所では、状況に応じて刈り取り等を行っていきます。」 P38「アズマネザサ等のササ類等の繁茂による林内のやぶ化」 「定期的な下草刈りと併せて、状況に応じてササ刈りやクズなどの除去を実施」 その他の御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、玉川上水の水路深は約3～8メートルあり、フェンスの内側は危険であることから、立入禁止としております。
94	名勝地区では、桜以外は皆伐されるため、鳥類が激減した。生物多様性との文言が並ぶが、多様性を求めるのなら桜以外も残し、生き物が生きれる場所としてほしい。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 当局が令和4年度から5年度にかけて実施した植生調査では、ヤマザクラの補植によりサクラ並木を形成している区間の明るい草地にはニリンソウなどの重要種が広範囲で確認されました。また令和2年度から3年度にかけて小金井市教育委員会が実施した植生調査においても、ヤマザクラ並木の林床に多様な草本が確認されております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
95	多様な主体との連携とあるが、一部の桜推進団体の意見だけを聞き、地域住民の意見をどれだけ聞いているか疑わしい。また、環境調査結果を地域住民には開示するべきだと考える。	当局では、中流部沿線の区市において、年１回、エリアごとに法面保護工事や植生管理作業等に関する説明会を開催しております。 また、名勝「小金井（サクラ）」並木の保存においても、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見を取り入れております。 引き続き、こうした取組を通じて、住民の皆様の御意見を把握し、適切に対応してまいります。 なお、当局が令和４年度から５年度にかけて実施した自然環境調査の結果については、附属資料として掲載しております（計画改定案P47～48）。
96	「生物多様性の保全」を絶対に疎かにしないでください。 スローガンに挙げるだけでなく、実質化をお願いいたします。 「地元住民や地域の団体、玉川上水を管理する関係機関など、多様な主体との情報共有や連携に努めていきます。」とのことですが、「始めに結論ありき」で「一応意見は訊きました」というような形式的、アリバイ的な情報共有や連携でないようにしていただくことを切に願うものです。	玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行うこととしております。 また、当局では、中流部沿線の区市において、年１回、エリアごとに法面保護工事や植生管理作業等に関する説明会を開催し、地域住民の皆様の意見と意見交換を行っております。 引き続き、こうした取組を通じて、住民の皆様の御意見を把握し、適切に対応してまいります。
97	武蔵野市域の「境橋～萬助橋」の区域の植生管理についての意見です。 この区域も、江戸時代に玉川上水を利用して新田開発され田畑と雑木林が広がる村として発展しました。そして、現在でも国木田独歩の作品「武蔵野」の舞台となった雑木林「独歩の森」などが残っていて、玉川上水と雑木林は、歴史文化的にも深く市民生活に浸透した形で現代につながっています。したがって、植生管理方針には、「現状の樹林環境の維持」「必要に応じて間引き」ということではなく、雑木林の視点、すなわち「樹林の若返りや明るい雑木林の環境として管理」が不可欠となります。 雑木林の管理手法は、部分区画に分けて高木化させずに循環的に萌芽更新し全体を若い林で維持することです。から、法面保護にも有効となります。また、更新前の樹木区画と更新後の切り株草地区画、樹木成長中の区画がモザイク状に組み合わさる形になりますので、植生環境に多様性が生れて生物多様性の面でも有効です。このことは、各地の雑木林の管理結果からも明らかになっています。したがって、雑木林の視点は「玉川上水の生物多様性の保全にも寄与」することになります。 以上、意見をお送りします。	植生管理の全体的な管理方針として、当局では、樹木の若返りや明るい雑木林の環境として管理できるよう、必要に応じて樹勢の低下した樹木を中心とした抜き切りや、常緑広葉樹が増加傾向にある場所等での間伐を実施することとしています。 その上で、境橋～萬助橋（ゾーン⑤）の特徴であるムクノキ、イヌシデ、エゴノキ等の落葉広葉樹や、シラカシやアラカシ等の常緑樹が混生する現状の樹林環境を維持できるよう、必要に応じて間伐等を行っていきます。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
98	P31 「（２）安全性と快適性の確保 倒木の危険性がある樹木の点検、安全や景観等に配慮した樹木の維持管理を計画的に行い、周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保していきます。」 P32 「（１）大径木等の管理 史跡・名勝の歴史的価値の保存を図るため、法面に影響を与える大径木の伐採による管理を行っていきます。また、ヤマザクラを被圧する樹木の剪定及び伐採による管理とともに、補植整備済区間においても、ヤマザクラを被圧する樹木の切り株から発生・成長した樹木の剪定及び伐採を実施していきます。」 「ア 枯損木等の伐採及び剪定 倒木防止を図る観点から、枯損木は優先的に伐採するとともに、周辺の民有地や道路へ越境する樹木及び水路の眺望を著しく妨げる樹木の剪定を行います。」 実に心強いお言葉です。 P33 ア 樹木管理 「（ア）コナラ、クヌギやケヤキ等の大径木化が進行する場所では、樹勢の低下した樹木などを中心に抜き切りを実施し、樹林の若返りを図っていきます。（イ）常緑広葉樹が増加傾向にある場所や立木の密度が高い場所等では、林床に光が届く明るい雑木林とするため、現地調査の結果等を踏まえながら、必要に応じて常緑広葉樹等の間伐や外来種の除伐を実施していきます。」 「樹林の若返り」「明るい雑木林」いい言葉ですね。ぜひもっと流行らせましょう。 「イ 林床管理（ア）柵内の平坦地の下草刈りを定期的に実施していきます。（イ）アズマネザサなどササ類の繁茂が著しい場所では、状況に応じて刈り取りを行っていきます。」 ササ類、つる類は、タヌキ、ハクビシンなどの野生動物が身を隠す格好の居場所となります。これを刈って見通しよくしておくことで野生動物がいなくなり、周辺住民の安心安全につながります。下草刈りを実施した小金井区間ではハクビシンの被害がなくなったとのこと。感染症予防のためにも、必要な措置だと考えます。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
99	大学生のとき自転車で大学に通っていました。玉川上水沿の道は他の車道より夏でも涼しく快適でした。うっそうとして、日陰があるほうが地球温暖化の時代に喜ばれると思います。	計画改定案では、周辺の民有地や道路へ越境する樹木及び水路の眺望を著しく妨げる樹木のせん定を行うとともに、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全するため必要に応じて間伐等を行うこととしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
100	植生管理は大した事ではないようですが、小さいことも積み重ねれば法面崩落につながる大きなことになるので、心して下さい。 落葉広葉樹の柔らかい樹は簡単に草刈りで除去してしまえるので、高木ばかりにしないで次世代の木を残してください。トウネズミモチやシュロやハリエンジュやクズの硬いツルといった硬い木ばかり残して柔らかい在来の樹木ばかりを形がつけば良いと刈ってしまう業者がいて困った時があったので管理者は指導してください。現在、三鷹～杉並はクズやススキ、竹や外来種におおわれ植生が衰退し草地植物が減少しています。手入れ不足でも生態系が失われるので、小金井は名勝で力を入れるのはわかりますが、植生管理のやるやらないを極端にしないでください。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
101	p.31 (1) 史跡・名勝と一体となった「快適な水と緑の空間」の管理 桜は必要ですが、桜 1 種類だけにしないでください。本当にそれだけにすると生物多様性が貧弱になるからです。周辺に多様な緑を確保してください。道路周辺は、それに耐えられる樹種を選ぶのが賢明と思われます。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁等の関係機関と協働して取り組んでおり、今後も、可能な限り史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑の調和を図りながら、関係機関と連携して保存に取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
102	将来的管理イメージですが、現在、上水内が緑道よりも高い樹木が多いと思いますが、将来的には上水内を低くして、緑道を高木にしていこうということでしょうか？緑道管理者は緑道の方を低く保ちたいといい、上水内の管理者は上水内を低く保ちたいという。どちらが本当になるのでしょうか。放射5号予定地の説明では上水内を頂点とした緑地と伺っていましたが植生は遷移していくという理解でよろしいでしょうか？	計画改定案P35に掲載している図9は、当局管理用地内の将来的な管理のイメージを描いたものであり、緑道は含まれておりません。 また、必ずしも中流部の全ての箇所において、上水内の樹木の樹高を緑道部分よりも低くする、という趣旨ではございません。
103	安全性と快適性の確保 生物の確保のための場所もご検討ください。	玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行うこととしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
104	生物多様性の保全 エコロジカル・ネットワークの形成を目的とするようにお願いします。	玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行うこととしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
105	モニタリングの実施 杉並地域もモニタリングの実施対象地域としてご検討ください。	植生管理における区画調査の実施箇所については、今後検討してまいります。
106	大径木の管理 桜は守ってやらないと負けてしまいますが、過剰な桜保護ばかりに走らないで、生物多様性を重んじてください。1本くらいのコブシさえ残せない非情な措置は考え直してください。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁等の関係機関と協働して取り組んでおり、今後も、可能な限り史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑の調和を図りながら、関係機関と連携して保存に取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
107	枯損木の伐採及び剪定 危なくない残せる枯損木は、生物のために一部残してください。	枯損木については、倒木防止を図る観点から、優先的に伐採することとしております。
108	樹木及び林床管理 今後、自然に携わる管理者は生態系や植生管理について学び理解する者が管理を行うようにご検討ください。また、業者についても同様で外来種や希少種の知識もあり、（外来種を残したり、希少種を刈り飛ばしたりするのではなく）保全できるものが業にあたるようにお願いしたい。今後は快適性や形だけ美しければよいのではなく、生態系や植生など法面に与える影響のチェックなど急斜面のところは作業が本当に大変だと思いますがよろしくお願いします。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
109	樹木管理 安全に残せる古木・大木は残し次世代の林を形成してください。 竹が増えすぎて法面や生態系にもよくないので、増えすぎないように管理してください。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
110	中低木を残す場所も生物のためにゾーニングしてください。半面、手入れ不足で生物が失われることもあるので状況に応じて管理してください。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
111	林床管理 草を残す場所も生物のためにつくってください。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
112	手入れ不足で草地植物や生物が失われることもあるので状況に応じて管理してください。三鷹市から杉並区部分では手入れ不足で、笹に覆われている場所が目立ち草地植物が失われています。現在、名勝の小金井地域に管理の力が偏っているので、均衡に管理するようにお願いします。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
113	放射5号線予定地にあった浅間橋から岩崎橋右岸の希少種のキンランは多額の費用をかけ樹木ごと移植した経緯があるので、行政の責任で、上水内と緑道管理者両者が植生管理を連携し維持するような対策をお願いします。生態系の再生回復を望みます。	植生管理の実施に当たっては、地元住民の皆様や地域の団体、玉川上水を管理する関係機関など、多様な主体との情報共有や連携に努めてまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
114	特定外来種だけではなく総合対策外来種、重点外来種、産業対策外来種もまず覚え外来種が入らないような対策をお願いします。草刈りや伐採する前に周辺にハリエンジュやモウソウチク、トウネズミモチなど繁殖力の高い樹木がないか、種のついている外来種が近くにないかなどは重要です。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
115	P34 (3) 区画調査 3年程度ごとの調査だそうです。年々、気象変化が激しくなっていて生物にも変化が著しくあります。モニタリングを行ったら、その結果を公表して、それを生かし対策に生かせるようお願いします。	モニタリング調査の結果の中には、重要種の生息・生育場所など、公表に適さない情報が含まれる可能性があることから、公表については、こうした観点も踏まえ、慎重に検討してまいります。
116	P36 玉川上水中流部の上流から下流までの明確な生物種の変化を是非継続して調べ玉川上水の保全や管理に生かしてください。	計画改定案では、10年程度ごとに、中流部全域を対象とした生物調査を実施することとしており、この調査を通じて、中流部に生息・生育する動植物の基礎的データを収集してまいります。

番号	御意見	当局の考え方
第Ⅵ章 計画の進め方		
117	私どもは、府中街道・久右衛門橋（津田塾大学）―鎌倉橋―小松橋―旧小川水衛所跡―商大橋（一橋大学）の玉川上水の四季折々の自然を体感すべく自然観察会を継続しております。 この度は、都水道局「史跡玉川上水整備活用計画（改定版）」（令和6年9月）の発表にあたり、長年の観察会を通して実感している感想と少々のお願いを申し上げます。 玉川上水中流域の法面保全及び樹木等を含む生態系の保全など着実に対応され、地元市民の声も生かしていただいております。将来への具体方針に大いに期待しております。 視点を広げますと、ここ数年の間に外濠（飯田橋濠、市ヶ谷濠など）の水質が浄化され、アオコのあの嫌な匂いが消え、水辺を歩けるようになるという。これには東京都が予算化し、利根川・荒川の水を流し込むことにあるなどと嬉しい情報が耳に入ります。 次の課題は、羽村堰から多摩川の水が日本橋川・東京湾まで流れ通すことが期待されます。 中流域の一人として、小平監視所から下流域・四谷大木戸までの流域の環境条件はそれぞれ違います。が、法面保全と法肩の樹木整備などの整備方針にも期待しております。結果として、樹林に光が入り生物多様性に通じ、快適な水と緑の空間になると思います。	計画改定案では、法面や法肩に生育する樹木のうち、法面等の崩落に伴い倒伏するおそれの高い樹木及び過度な根系発達により法面の形状変化を進行させるおそれの高い樹木は、法面保全のため伐採の対象とし、対象となる樹木の基準を定めております。 また、倒木防止を図る観点から枯損木は優先的に伐採するとともに、周辺の民有地や道路へ越境する樹木及び水路の眺望を著しく妨げる樹木をせん定するほか、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全するため必要に応じて間伐等を行うこととしております。 この内容に基づき、水路及び法面の保全並びに植生管理に努めてまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
118	近年の「ナラ枯れ」による枯死被害は深刻です。20年前の観察会実施当初の私の記憶では見あたりませんでした。「あんなもん、昔はなかったよ。」「ナラ枯れの伐採費用だって馬鹿になんねえよ」80歳過ぎのご老人（小平市民）のことばです。「昔の人の知恵を借りなさい」と聞こえます。	計画改定案では、害虫による枯死被害の状況を把握し、害虫防除の処置や枯死被害木の伐採を行うこととしております。この内容に基づき、対策に努めてまいります。
119	喫緊の課題としては、「トイレを作って欲しい」という声が大きいのです。旧小川水衛所跡の一角になぜトイレが設置されなかったのでしょうか？「プレハブでもいいから早く作ってほしい」との声です。（同様に境水衛所跡にも）	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、当局のホームページにおいて、玉川上水の散策マップを掲載しており、その中で、玉川上水近隣のトイレの場所についてもお示しをしております。
120	この度の検討委員会の亀山章委員長はじめ諸先生方の史跡管理・史跡整備活用の具体化への尽力に敬意を表します。整備計画の副題に「江戸の史跡を守り、未来へつなぐ」とありますように、史跡として適切に保全することは当然として、何のための史跡か、その先のご検討をお願いしたいと私は地元小平の説明会でも申し上げました。 再度申し上げます。「生きている玉川上水の保全と利活用を是非ともご検討してほしい」のです。 新年早々の能登半島地震、今回の集中豪雨も。いつ起こるかと東京都の首都直下型地震対策の水源として「玉川上水とその水を活用できるかを検討してほしい」と願っております。そのためにも、羽村から玉川上水へ試験通水の機会を是非とも実現してほしいのです。何が課題かが見えるようになるからです。	今回の計画改定は、近年、ナラ枯れ、台風等による倒木及び枝折れなど、新しい課題が発生していることから、こうした課題に対応することを目的としております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
121	名勝地区の伐採前に住民に行った計画は全く実行されていない。はっきり言ってだまし討ちの様な施策である。桜を植えるのは良いが、他の植物との共生をはかり、以前のような鳥や昆虫が生きれる上水にしてほしい。	名勝「小金井（サクラ）」並木の保存については、名勝を管理している東京都教育庁や、地元自治体と協働して進めることとしており、地元自治体を通じて地域住民の皆様の御意見も取り入れております。 引き続き教育庁や地元自治体と連携しながら取り組んでまいります。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
122	「1 地元や関係機関との連携 中流部の保存整備や活用整備を行うに当たり、地元住民や地域の団体、関係機関との連携を円滑に進めるため、既存の協議会の活用に加え、当局では、中流部沿線の区市において、年1回、エリアごとに法面保護工事や植生管理作業等に関する説明会を開催してきました。引き続き、説明会の開催などを通じて、地元自治体を窓口とした情報伝達や意見交換を行っていきます。」	当局では、毎年度、整備事業等の実施に先立ち、地元住民の皆様への作業説明会を開催しており、住民の皆様御意見を把握しながら対応しております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
	この説明会がうまく機能していない。現在、境浄水場の施設担当者が整備作業の説明を行っているが、担当者は樹木の専門家ではない。したがって、根拠を持った説明ができない。この説明会に樹木の専門家を同席していただきたい。水道局には樹木の専門家がおられるではないか。奥多摩湖そばの「水と緑のふれあい館」で見た動画では、森林管理の技法について実に詳しく説明されていた。森林事務所や水源管理事務所に協力を仰ぎ、この説明会に樹木の専門家を派遣してほしい。	

番号	御意見	当局の考え方
123	「2 災害時の対応 保存管理計画において、災害による損壊等の非常時には、史跡・名勝の保存及び機能の維持に配慮し、応急措置を実施することと定めており、これまでも災害による損壊等を確認した際は、速やかに応急復旧作業を行ってきました。今後も、関係機関と密接に連携しながら、災害時には速やかに応急復旧を行い、」 去る7月24日、ゲリラ豪雨発生。突風が吹き、玉川上水沿線では各所で風倒木が起きた。小平区間では計4か所で7～8本、古いクヌギの巨木が根こそぎ倒れた。久右衛門橋下流右岸で倒れた1本のクヌギは、上水をまたいで対岸の木数本をなぎ倒し、そのうちの1本がフェンスを越えて隣接する民有地に倒れ込んだ。幸い建物までは届かなかったが。 専門家によると、クヌギやコナラは、根がしっかり張っていれば、かなり高くても倒れることはない。だが、緑道は人が通って地面が踏み固められてしまうので、しっかりと根を張ることができない。また土中の空気量も少ないので、根が十分に呼吸できていない。その状態でナラ枯れになると、ちょっとした風でも簡単に倒壊すること。 小平区間では上記に該当する大木がたくさんあります。今後もゲリラ豪雨に伴って、同様の倒木は頻発するでしょう。おまけにこの区間では緑道と人家とが極めて近いので、人命に被害が及ぶ危険性が高いです。今回の民有地への倒壊事故を契機に、しっかりした予防対策を立てる必要があると考えます。	計画改定案では、より多くの方が玉川上水を安全・快適に利用し、また、親しめるようにするため、枯損木等の伐採及びせん定による安全性や眺望の確保、樹木の点検等による倒木対策に努めることとしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
124	私共の団体では、明治の文豪・国木田独歩が作品『武蔵野』で称えた武蔵野の雑木林の環境を大事だと考えています。その点、樹林の若返りや生物多様性に力点をおいた改定計画の趣旨には、全面的に賛同しております。そのため、すでに境浄水場及び東京水道（株）のご理解を得て、武蔵野市域（とくに境橋～いちょう橋・ぎんなん橋）におけるコナラ・クヌギの実生を保護して成長を助けるため、下草刈りの際に配慮して頂いております。第4回検討委員会議事資料＜参考資料＞の1頁にある【意見・要望】の2番目は私の発言です。つまり、今回の計画（改定版）（案）の38頁に書かれている植生管理方針（全域）の「樹林の若返りや明るい雑木林の環境」として管理するための試みを、すでにゾーン⑤では実施しているのです。 しかし、ゾーン別の方針としてゾーン⑤～⑦で書かれているのは「現状の樹林環境を維持できるよう、必要に応じて間伐等を実施」であり、今の大木化した樹林の保存を中心とする内容で、全域の方針である若返りや明るい雑木林とは矛盾します。そのため、ぜひ下記のように修正して頂きたいです。 【修正案】 38頁の「植生管理」の「管理方針」のゾーン⑤～⑦に関する2～3行目「現状の樹林環境を維持できるよう、必要に応じて間伐等を実施」という部分を、「現状の多様な構成種を維持するとともに、必要に応じて伐採更新を実施して若い二次林として育成。とくに、コナラ、クヌギが優勢の区域は、伐採後の萌芽や実生の成長を支援。」 せっかく現在、境浄水場と東京水道（株）の連携によって若い雑木林の育成を試行しており、これは今回の計画の趣旨を先取りした実践なので、この実践を後押しするような計画の文章表現にしたいと強く要望します。	ゾーン⑤から⑦にかけてのゾーン別植生管理方針の趣旨は混交林という環境の維持であることから、「ムクノキ、イヌシデ、エゴノキ等の落葉広葉樹や、シラカシやアラカシ等の常緑樹（ゾーン⑤・⑥）、ヒノキやサワラ等の針葉樹（ゾーン⑦）が混成する樹林環境を更新しつつ維持できるよう、必要に応じて間伐等を実施」というように修正をいたしました。 具体的な維持管理の手法等に係る御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	御意見	当局の考え方
125	玉川上水の法面保護および植生管理につきまして、大変お世話になっております。 「エリアごと法面保護工事や植生管理作業等に関する説明会」に、毎年参加させていただいております。いつも丁寧な説明と、質問に対するご回答を、ありがとうございます。 また、玉川上水の都区市連絡協議会では、ゾーン⑤において当会が取り組んでいる「玉川上水の、コナラ・クヌギ林の再生（若返り）」について、この3年間、実生が成長している様子を継続して報告してまいりました。倒木の危険など管理上の必要性から伐採されたコナラ・クヌギの実生を育て、若い雑木林を育てようというこの試みに対しては、ご出席の都庁各部の皆さまからご賛同いただき、心強く思っております。なお、この取り組みは、草刈等にあたる業者さまと連携して行っているものです。 さらに、今後ご報告したいと考えていることですが、ゾーン⑤においては、植物の専門家と共に緑道から観察したところ、希少種がいろいろと見つかっております。一方、シュロやトウネズミモチなどの外来種が広がり、広範囲でアズマネザサが分布し、竹林の広がりが見られる箇所もありますので、これらへの対策は必須です。そこで、樹林の若返りを目指しているゾーン⑤においては、生物多様性の高い、明るい雑木林として地域住民の憩いの場になることが想定されております。もちろん、樹高の高い樹木も生育に支障がない環境であることを確認した上で、適宜残していくことが望まれます。玉川上水の細長さを生かして、明るい雑木林の場所と、樹高の高い樹木の場所を分けていけば良いと考えます。 以上のことから、ゾーン5の管理方針は、ぜひ次のように記述していただきたいです。 ・樹林の若返りを図り、生物多様性の高い、明るい雑木林を育てていく。 ・シュロやトウネズミモチ等の外来種は除伐する ・広範囲でアズマネザサが分布する箇所、及び竹林の広がりが見られる箇所では、刈り取りや伐採を行い、落葉広葉樹の実生や草本が生育できる環境となるよう努める。 どうぞよろしくお願いいたします。	樹木及び林床管理に関して、計画改定案では「常緑広葉樹が増加傾向にある場所や立木の密度が高い場所等では、林床に光が届く明るい雑木林とするため、現地調査の結果等を踏まえながら、必要に応じて常緑広葉樹等の間伐や外来種の除伐を実施」（P33）と記載しており、中流部全域の植生管理方針においても、これを受けて「樹林の若返りや明るい雑木林の環境として管理できるよう、必要に応じて、樹勢の低下した樹木を中心とした抜き切りや、常緑広葉樹が増加傾向にある場所等での間伐を実施」（P38）と記載しております。 P38の植生管理方針（全域）においても、明るい雑木林形成を目的とした外来種の除伐が含まれていることを明らかにするため、当該項目の文章を「樹林の若返りや明るい雑木林の環境として管理できるよう、必要に応じて、樹勢の低下した樹木を中心とした抜き切り、常緑広葉樹が増加傾向にある場所等での間伐、外来種の除伐を実施」と修正いたしました。 なお、ササ刈りについては、中流部全域の方針として「定期的な下草刈りと併せて、状況に応じてササ刈りを実施」（P38）と記載しております。 具体的な維持管理の手法等に係る御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
126	第Ⅵ章 計画の進め方等 P38生物と共生する社会を実現するために生物多様性の回廊も視野に入れ将来に継承。を保存管理の目標に入れてください。	整備活用計画は、史跡玉川上水を適切に保存管理するための指針である「史跡玉川上水保存管理計画」に基づき、中流部を対象とした具体的な施策をまとめたものです。この保存管理計画において示されている【保存管理の目標】及び基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画の改定案を作成いたしました（計画改定案P3）。 玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれていることから、史跡や名勝の保存を図りながら、多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた植生管理を適切に行ってまいります。

番号	御意見	当局の考え方
附属資料		
127	委員の先生方の中から、羽村堰から多摩川の水を日量どのくらい流すことで、上流・中流域の法面などへの影響を図れるかとの問いかけや試験的にでも水を流す方法などのご意見はありませんでしたか？	史跡玉川上水整備活用計画検討委員会の委員からは、史跡玉川上水の中流部の具体的な整備活用等に関しての御意見、御助言をいただいております。
128	生物の調査について、多様な生物の調査を望みます。クモ、変形菌、土壌生物、苔、など、明治神宮の境内総合調査のように、これまでに調べていない生き物も調べるべきだと感じます。市民、地域団体などのデータを集め、一つにまとめていくことも必要と思います。玉川上水は市民全体で守っていけるような構造にできると良いなと思います。	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
129	P42 検討委員会に、防犯・防災の専門家を加えてほしい。 警察・消防のOBが良いのでは。 机上での議論だけでなく、実際に現場を歩いて防犯、交通安全、転落リスクについて提言していただきたい。 沿線住民の安心・安全のためにも、是非ともお願いしたいです。	史跡玉川上水整備活用計画検討委員会は、整備活用計画について検討するため、史跡玉川上水の中流部の具体的な整備活用等に関して、学識経験者等の識見と経験から意見・助言を得ることを目的に設置いたしました。 史跡玉川上水を適切に保存管理し、後世に継承していくためには、土木学、歴史学、景観生態学、生物多様性等の様々な知見が必要であることから、当局はこれらの分野について見識を有する専門家6名を委員に委嘱いたしました。
130	P51 「公益上必要な施設に係る新規整備」に関して 小平区間は、他市の区間に比べて「車両通行可能な橋」が少ない。その結果、住民は玉川上水をまたぐ移動に多大な時間を要している。これは毎日の事であるから、膨大な数の小平市民の人生時間のロスである。よって、新規の都市計画道路（3・2・8号線）及び架橋の建設を、速やかに進めてほしいと、多くの市民が思っている。だが一部の反対により、この都市計画道路の建設工事が遅れている。これは、小平市民のみならず、北多摩地区在住の東京都民にとって、多大なる迷惑である。水道局としては、伐採反対派の主張にひるむことなく、粛々と整備作業を実施してほしい。そうすることが、多くの北多摩都民の生活の便宜につながるのだから。	道路整備事業は本計画の対象外です。
131	P54 「文化財保護法等に係る規定」 ここに「史跡」と「名勝」の定義条文を明記してほしい。 文化財保護法第2条第1項は「文化財」について規定している。この第4号に「記念物」のカテゴリーが規定されている。詳しくは、①史跡「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」②名勝「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」③天然記念物「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの」以上のカテゴリーのうち、文部科学大臣が指定（法第109条第1項による）するものが「史跡」、「名勝」、「天然記念物」となる。 以上の定義により、「史跡」に動植物は該当しないので、雑木林が史跡に指定されることはありえない。したがって、伐採反対派のスローガン「史跡玉川上水の緑をまもれ」はナンセンス。「史跡を守るための樹木の伐採は合法」だということの根拠を明示してほしい。	玉川上水は、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部六（交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡）により国の史跡に指定されており、植生は史跡の指定対象に含まれておりません。 史跡の指定基準については、計画改定案の附属資料に記載を追加いたしました。 一方で、玉川上水は貴重な土木施設・遺構と一体となった「快適な水と緑の空間」としても都民に親しまれていることから、計画改定案では、水路の崩壊及び法面の崩落を未然に防止し、良好な状態で保存するとともに、可能な限り水路及び法面の保全と緑との調和を図ることとしております。 いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。